



民事訴訟記録を永久保存に！

第2回 米軍横田基地騒音公害訴訟

会員 土橋 実 (46期)

重要な歴史的な事実は判決書の中だけではなく、訴訟当事者の主張、書証、証人尋問調書などのなかにもある。第二回は、東京地裁で永久保存に指定された米軍横田基地騒音公害訴訟事件を紹介する。筆者は新横田基地騒音公害訴訟原告代理人である。

事案

東京の多摩地域にある米軍横田基地はベトナム戦争（昭和40年11月から昭和50年4月）の出撃基地となっていた。昼夜を問わず飛行騒音に悩まされた住民約750人が、大阪空港の夜間早朝の飛行差し止めを認めた大阪高裁判決（昭50.11.27民集35.10.1881）に触発され、国を相手に米軍機の夜間早朝飛行差し止めと過去・将来の損害賠償を求め東京地裁八王子支部へ3次にわたり提訴した（昭和51年（ワ）第405号ほか。旧訴訟）。旧1・2次は最高裁で過去の損害賠償が確定。旧3次は高裁和解協議で国が「騒いでいるのは一部の住民」と発言し和解を拒否、高裁は過去分の損害賠償の支払を命じ確定した。

「一部の住民」発言が住民の怒りに火をつけ、平成8年から10年にかけて計6000人近い住民が原告となり提訴した（平成8年（ワ）第763号ほか。新訴訟）。新訴訟には旧訴訟の原告も多数加わった。新訴訟ではアメリカも被告とした。当時、日本の裁判所で外国政府を被告とする民事訴訟が可能につき最高裁の判例はなく、絶対的免除主義を採用した昭和3年12月28日大審院決定（民集7.11.1128）があるだけだった。絶対的免除主義の大審院も不法行為は例外としていた。原告は訴状をアメリカへ送達するよう裁判所に求めた。裁判所は訴訟上の送達ではなく、外交ルートによって訴状を送付した。アメリカから「応

訴はしない。訴訟は日本政府が適切に対応することを求める。」という口上書（回答書）が返送された。地裁・高裁は訴えを却下、平成14年4月12日、最高裁は米軍の公的活動は主権的行為だから国際慣習法上、民事裁判権は免除されるという理由で上告を棄却した。

国に対する裁判は、平成17年11月30日の東京高裁判決（判時1938.61）が、被害住民が繰り返し提訴しなければ救済されない不条理を認め、一部将来分の損害賠償の支払も命じた。しかし、平成19年5月29日、最高裁は3対2の僅差で将来分の損害賠償は不合法として却下、過去分の損害賠償の支払が確定し終結した（最判平19.5.29判時1978.7）。その後、第二次の新訴訟が提起され令和2年に過去分の損害賠償の支払が確定、現在も新しい訴訟の準備が進められている。

判決書からわからないこと

司法で違法とされた基地騒音を行政も立法も放置したままである。被害住民が繰り返し提訴せざるを得ない不条理を解消できるのは司法しかない。だが司法はまだこの役割を果たしていない。アメリカの口上書を含む訴訟記録には原告の深刻な被害の詳細とこれに背を向ける国の無責任な言い逃れが示されている。学者の意見書は国際民事裁判権を見直す契機になり、「外国等に対する我が国の民事裁判権に関する法律（平成21年法律第24号）」の制定に繋がった。訴訟記録は、日本と国際社会との関係、日米軍事同盟や軍事問題を振り返るときに役立つ貴重な歴史的資料である。会員サイトでもう少し詳しく紹介する*1。

* 1 : <https://www.toben.or.jp/members/iinkai/2kouhonzon/index.html>